

参考資料3

司法制度改革審議会議事録(抜粋)

<第14回司法制度改革審議会>(平成12年3月2日)

- 略 -

【井上委員】(略)一方,資料18の図の右の方のEとFですけれども,これは一部の弁護士会の案をイメージ化したものであります。日弁連としては,まだ組織としての意見を明らかにしておりませんので,これらの考え方が弁護士会全体の考え方になるのかどうかは分かりませんが,一応それによってみますと,いずれの案も法科大学院での教育とは別に,実務に就く前に一定の修習,あるいは研修というものを受けることは必要だというふうにしてあります。

しかし,Fの型,これは第二東京弁護士会の案ですけれども,その研修を司法研修所を拠点にする現行の司法修習制度によらずに,司法試験に合格した者は全員「研修弁護士」として,弁護士事務所で一定期間研修を積んだ上で,それぞれの道に進むという形に改めることを提案しております。その理由は,現在の司法修習制度は,司法官僚による法曹養成制度にほかならず,起案などの技術的訓練に偏り,要件事実教育などによる現行実務追認の教育にすぎないということが1点。また,法曹養成の責任主体を最高裁から弁護士会へと転換し,一定の弁護士経験を裁判官,検察官の任官の要件とすることは,法曹一元の実現への重要なステップとなる。この2点が主な理由であります。

これに対して,同じく弁護士会の案なのですが, Eの型は,最高裁が管轄運営する現在の司法研修所は,法曹一元の実現を目指す法曹実務教育機関としてはふさわしくない。また,司法研修所が裁判官,検察官へのリクルートの機能を営んできたという意味で,官僚制の維持に事実上貢献してきたこと,あるいは現行実務への批判的視点に欠けるということを考えると,司法研修所は,法曹三者と大学関係者の共同管理の下に移すことが必要である。しかし,少なくとも現場で行っている実務修習自体は重要な意義を有しているので,基本的に維持すべきだとするのです。これは,東京弁護士会や大阪弁護士会の案であります。(略)

さらに司法研修所で行われている集合教育につきましても,先ほどの第二東京弁護士会案が示すような基本認識に対しては,ほかならぬ司法研修所の弁護教官の間から,「司法研修所での実務教育の実情を正しく理解,評価せず,その積極的意義を無視した余りにも独善的で偏狭な議論だ」という強い反論が出されております。その理由は,限られた時間の範囲内

で実務家として最低限必要な訴訟実務におけるごく基本的な技能の教育訓練を行うことこそが、司法研修所の役目である。起案や要件事実教育なども単なる技術訓練や現状追認思考の刷り込みにとどまるものではなく、弁護士にとっても重要な分析的思考力の涵養に役立っている。また、教育内容の決定やその実施については、弁護教官も裁判教官や検察教官とは独立かつ対等の立場でこれに当たっている。三者の協働による共通科目なども、複眼的な物の見方を教えるのに有効な働きをしている。こういった理由であります。

私なども司法研修所のことを日ごろ多少見聞きしている者として、この見方に共感を覚えるところがありますけれども、いずれにしろこのように弁護士会の内部でも意見が分かれている状況でもあり、司法修習の在り方につきましては、なお慎重な検討が必要だろうと思われま

(略)

- 略 -

< 第15回司法制度改革審議会 > (平成12年3月14日)

- 略 -

【高木委員】司法修習のことについて、今は三者一体で修習をやっておられますが、人数的にも弁護士さんになる人が圧倒的に多いわけですね。その辺で、私は修習の詳しい中身のことを存じ上げないんで、印象だけなんですけど、一番大きな対象である弁護士になっていく人たちの修習というよりは、これは最高裁が運用の主体になっておられることもあり、勿論、いろいろな修習に関する御検討の場があるとお聞きしておりますけれども、何か裁判官養成中心みたいな印象が少しあるんですけど、この辺どういう御認識なのかを教えてください。(略)

【加藤判事】最初の司法修習の弁護士になる者に対する教育の割合はどのようなものかという点について、考え方を説明いたしますと、まず、分量的に足りているかどうかということになりますと、集合教育の場面では、弁護科目は、民事弁護、刑事弁護と5分の2を占めるわけです。

実務修習では、これは今の期間ですと、3か月で、4分の1ということになっておりますけれども、考え方としては、法曹三者の実務全部についての基本的なインフォメーションを与えるということでやっておりまして、弁護科目以外は弁護士養成のために効果が乏しいとは全然考えていないわけです。例えば、民事裁判一つ取ってみても、大学では民事訴訟法の手

続を学ぶわけですが、実際の実務の場面では、裁判官の役割、原告訴訟代理人の役割、被告訴訟代理人の役割はそれぞれ違うわけで、それぞれの視点について、それぞれの教官が教育するということでありまして、民事裁判科目、民事裁判修習が裁判官になる者にものみ有用で、弁護士養成にとって意味がないものではないという考え方でやっているわけです。

かつ、分量的にも弁護士になる人に足りないとは思っていません。ただし、今までは伝統的に裁判実務中心の教育が行われていたことは間違いのないところです。それは、弁護士の仕事も、裁判が起こされたときにどうなるのかということ予測しながら、予防法務でも戦略法務でも展開していかなければいけません。

したがって、そのところがコアになるという考え方でやってきているわけです。これからの社会を見通し、弁護士としてはもっと幅広い職域で、幅広い活動を期待されているということになりますと、先端的な分野でどのような法律実務が行われているのかということも、インフォメーションとして与えなければいけません。それもここ何年か、1,000人、1年半になる前から、そういう情報も提供するというようにカリキュラムを組み替えています。

そういうことで、御指摘の点は十分認識しながら、そうした要請に応えるような見直しをしているということです。それが不十分だということになれば、更に検討しなければいけませんけれども、していないかと言ったら、それはそんなことはございませんというお答えになります。

- 略 -

< 第18回司法制度改革審議会 > (平成12年4月25日)

- 略 -

【高木委員】(略)それから、事前に配付いただいて、意見を申し上げるということの意味はどういうことなのか。司法修習の関係については、率直に申し上げれば、現在の研修所はそれぞれ法曹三者、どの道に行くかというある種のリクルートの場合でもあり、司法試験に受かった人たちが自らの将来の職域を探す場でもある。特にリクルートの場合ということが、いろんな意味で、先週の最高裁の総務局長さんがいろいろお話しされた、現在のキャリア裁判官の問題にもつながっている、つながっていない、いろいろな見方があります。そういう意味で研修所の運営の主体論だとかいろんな議論も当然あるわけです。そういったことも含めまして、私は

意見としては、少なくとも云々のところの、「基本的に異論はなかった」という表現は、今、井上先生がおっしゃったような意味だということならば理解できないことはないんですが、しかし、前に基本的にと入っているから、1人、2人の反対はあってもということかもしれないと思いますが、もし入れるなら、「基本的に異論はなかった」という表現を、「大方は異論がなかった」という書き方にさせていただいたらと思います。そういうことも含めまして、なかなか意を伝えるのが難しいところだなということでございます。

- 略 -

【吉岡委員】今、井上委員のおっしゃった司法修習を別という中で、私分からなくなってきたんですけれども、司法研修所というのがありますね。その司法研修所でやるのが司法修習という考え方で、試験の後ということですか。

【井上委員】そこはまだここで議論していないのです。司法修習をどういう形でやるのか。現在のままでいいのかどうか。その主体はどうかということ、はまだ議論していないわけです。

- 略 -

< 第34回司法制度改革審議会 > (平成12年10月16日)

- 略 -

【中坊委員】今の研修所というのは、私たち弁護士の立場から見ていると、どちらかと言えば、研修所というのは最高裁が全部所管されておいて、基本的に裁判官になるというのが一番前提となってそういう教育が基本的に、だから最高裁に付属しておいて、最高裁のあれになっているわけです。これが今言うように、この前出た法曹一元の問題とも関連してくるんですけれども、法曹として生まれてくるのは、何で生まれてくるのかということがまず基本になってきて、そこら辺りも研修所の性格も今のままでいいのかどうかというのが、当然に問われてくる問題にもなってくると思うんです。

【佐藤会長】その辺の研修所の実際の運営の仕方などの問題も、付随的に出てくる問題だと思うんです。それは次回少し御議論いただければと思います。

- 略 -

【水原委員】司法修習を所掌しているのは最高裁判所である。それは裁判官を養成するために最高裁判所が所管していること。これは現状とは誠に違った御意見ではなからうかと思っ

ております。(略)

- 略 -

<第35回司法制度改革審議会>(平成12年10月24日)

- 略 -

【中坊委員】(略)3つ目には,研修所も,最高裁判所司法研修所ということになっている。裁判所だけが管轄する。先ほどの司法試験も法務省だけが管轄するという問題についても,すべてがロースクールから全部が総合的に見直されなければいけないんだから,管理運営というものが,そういう単独の官庁だけでよいのかどうかというところが見直されるべき時期ではないか。そのすべてがロースクールがどうあるかということによって決まってくるという関係,我々審議会としては再確認していく必要がある。そのように思います。

【井上委員】(略)もう一つは,研修所自体の運営なんですけれども,私も現在の運営の実情を完全に承知しているわけじゃないんですが,全員の教官会議でお決めになっている。大学で言いますと教授会のようなものなんでしょうが,そういう形でやっていて,本当に具体的に何か問題が生じているのかどうか。そこがちょっとよく分からないのです。

ただ,その点も,これからもっと人数も増えますし,いろいろ工夫していかなければいけないということで,三者が協力関係をより強くするということは必要でしょう。

それと同時に,我々から言うと,外の声ももっと反映してもらって,社会のニーズに応じたカリキュラム構成などを考えていってもらえればと思います。(略)

- 略 -

【佐藤会長】個別的に言えばいろいろあるでしょうけれども,大きく見て,外からは法曹三者だけで決めてきたというように見られてきたのは否定できないと思います。ですから,これからはその辺も踏まえて考えていく必要があるだろうと思います。

時間の関係でそろそろこの問題についてもまとめさせていただきたいと思いますが,先ほど奥田局長のほうから増員に対しては柔軟に対応するという非常に心強いお言葉をいただきました。この司法修習の問題については,ロースクールが立ち上がるとともに増えてくるわけですし,それに実効的に対応するとともに,法科大学院の教育内容も踏まえて,修習内容を工夫していただく必要があるだろうと思います。

さらに、先ほどの井上委員のお話ですけれども、今後法科大学院制度が整備され、定着するに依りて、両者の協力関係についてもいろいろ工夫する余地が出てくるだろうと思います。また、法科大学院は是非そういうように成長してほしいと思っているんですが、柔軟な対応を考えていく必要があるだろうということを確認しておきたいと思います。

それから、司法研修所の運営についても、先ほどのお話ですけれども、法曹三者の共同関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者とか外部の有識者の声も適切に反映したものにすることがあるんじゃないかということも確認しておきたいと思います。そんなところでよろしゅうございましょうか。(略)

- 略 -

< 第50回司法制度改革審議会 > (平成13年3月2日)

- 略 -

【中坊委員】我々として、ロースクールに関しては、中間報告で書かれているように、ロースクールを司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とすると決めて、それは理論的教育と実務的教育とを架橋する場所だということも決めている。ロースクールではマン・ツー・マン方式であるということも決めてある。なお決まっていないのは、「ロースクールが司法試験、司法修習と連携して」と言っているけれども、どういうふうに連携しているんですかというところが、我々内部で今一つははっきりしていないから、それを受け取る場所も、連携するということまではわかったが、しかし、どういうふうに連携するんですかと疑問を持っている。それに関しても、我々としては、司法試験は資格試験ですよということも大体今までで決めているんですね、そうじゃなかったですか。

司法修習は今のよう1箇所だけに、しかも最高裁の下に置いておくのか、そうでないのかという辺りがはっきりしないといけない。ロースクールを基幹的な高度専門教育機関とし、理論的教育と実務的教育を架橋するんだ、マン・ツー・マンだ、そこまでは決まったということですね。

- 略 -